

市独自の新型コロナウイルス感染症対策について

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

- ・ 国の令和3年度補正予算成立により、本市には、新たに約4億3千万円が追加交付される見込み。
- ・ 追加交付される交付金は、令和3年度事業及び令和4年度事業に活用することができる。

2 新たな新型コロナウイルス感染症対策の立案の基本的な考え方

- ・ 令和4年1月5日付け事務連絡により全庁照会を行い、当該回答結果等を踏まえ、検討した。
- ・ 全体の計画としては調整中
- ・ 基本的に、活用対象は令和4年度事業とする。
- ・ 例外として令和3年度事業として実施する必要がある事業について、国への実施計画締切の関係から今回の会議で先行して決定する。
- ・ 令和4年度事業を含む全体の計画としては、後日決定する。

新たな新型コロナウイルス感染症対策について					※ 金額は概算であり、今後増減が生じる場合がある。
No.	所管名	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 （千円） ※千円未満切上げ	
1 令和3年度事業					31,599
1	総合福祉部 障がい者福祉課	重度高齢障がい者生活特例支援金	①新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、令和3年度から重度心身障がい者福祉手当の対象外となった者を対象に、激変緩和施策として給付金を支給する。 ②給付費 ③60,000円×500世帯＝30,000,000円 ④平成22年1月1日から令和3年3月31日までの間に、65歳以上で新たに障がい者手帳を取得した者	30,000	
2	学校教育部 学務課	オンライン会議に係る環境整備事業	①新型コロナウイルス感染防止対策として、市立小・中学校にタブレット端末が整備され、学校では継続して密を避ける対応を図っている。感染対策を講じるために行うオンライン会議に係る情報共有等で使用する可動式コンピューターの必要が生じているため、小・中学校と同様に環境整備する。 ②Chromebook購入費 ③Chromebook9台×40,400円×1.1＝399,960円 Chrome Education Up grade9台×3,715円×1.1＝36,779円 導入諸費用一式 256,500円×1.1＝282,150円 ④新座市役所職員	719	

No.	所管名	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	総事業費 （千円） ※千円未満切上げ
3	学校教育部 教育支援課	オンライン会議及び学習指導に係る環境整備事業	①新型コロナウイルス感染防止対策として、市立小・中学校にタブレット端末が整備され、学校では継続して密を避ける対応を図っている。感染対策を講じるために行うオンライン会議、学習指導に係る情報共有等で使用する可動式コンピュータの必要が生じているため、小・中学校と同様に環境整備する。 ②Chromebook購入費 ③ASUS Chromebook FLIP(本体) $40,400円 \times 7台 \times 1.10 = 311,080円$ Chrome education upgrade $3,715円 \times 7台 \times 1.10 = 28,606円$ 導入諸費用一式(設定・配送費等) $199,500円 \times 1.10 = 219,450円$ ④新座市役所職員	560
4	学校教育部 教育相談センター	オンライン会議及び学習指導に係る環境整備事業	①新型コロナウイルス感染防止対策として、市立小・中学校にタブレット端末が整備され、学校では継続して密を避ける対応を図っている。感染対策を講じるために行うオンライン会議や学習指導に係る情報共有等で使用する可動式コンピュータの必要が生じているため、小・中学校と同様に環境整備する。 ②Chromebook購入費 ③Chromebook4台×40,400円×1.1=177,760円 ChromeEducationUpgrade4台×3,715円×1.1=16,346円 導入諸費用一式114,000円×1.1=125,400円 ④新座市役所職員	320

市長の声による防災行政無線の放送について

○放送日

令和4年1月21日（金） 午後零時15分

○放送内容

こちらは防災新座です。市長からのお願いです。

新座市は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「まん延防止等重点措置」の対象区域となりました。

感染力が強いオミクロン株の新規陽性者が急拡大しています。

リスクの高い行動を避け、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
皆様のご協力をお願いします。

ただ今の放送は新座市役所からのお知らせでした。

まん延防止等重点措置による集会所・ふれあいの家の対応について

◎市立集会所・ふれあいの家

内容：(1)飛沫が多分に生じる活動の制限（カラオケ、合唱、コーラス、吹奏楽器の演奏など）
(2)ホームページ等で不要不急の利用自粛のお願い

期間：令和４年１月２５日（火）から２月１３日（日）まで

○ 老人福祉センターにおける活動の制限について

まん延防止等重点措置等における屋内県有施設の取扱いに合わせ、以下の行為を伴う利用は禁止します。

- ・ カラオケ、コーラス等大声での発声など感染リスクの高まる行為
- ・ 身体的な接触を伴う行為

対象施設：老人福祉センター「えがおの里」

第二老人福祉センター「元気の里」

福祉の里老人福祉センター

実施期間：1月21日（金）から2月13日（日）まで

社会教育・スポーツ施設等の対応について

1 対象施設

公民館・コミュニティセンター、体育施設（屋内・屋外）、市民会館、ふるさと新座館、図書館分館、学校施設開放事業

2 対応

上記施設等では、施設利用に関して各ガイドラインに沿った対策を講じ運用がなされている。これらの施設について、今般のまん延防止等重点措置による対応は、改めて基本的な感染対策を講じたうえでの利用の徹底を図ることとし各団体へ周知することとする。

まん延防止等重点措置に伴う新座市立中学校の部活動について

1 概要

県内において急速に感染拡大が続いていることから、学校における生徒同士の接触機会を削減し、感染防止対策を徹底する。

(1) 期間 まん延防止等重点措置が解除されるまで

(2) 対象 新座市立中学校

2 部活動の対応について

(1) 活動日数等

期間	活動日数・時間	校外活動 (練習試合等)	泊を伴う活動
まん延防止等重点措置が解除されるまで	平日4日のみ (土・日・祝日は禁止) ※1、2、4	禁止	禁止
年4回の大会及び コンクールとその上位 大会に参加する場合	ガイドラインに よる※3	可 ※3、5、6	禁止 ※7

※1 朝練は実施しない。

※2 上記の活動日数によらず、可能な限り活動を自粛する。
なお、可能な限りの感染対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、活動を中止する。

※3 全国大会や関東大会（及びその予選会）やコンクール（定期演奏会を含む）に出場する場合は、大会開催初日（長期にわたるリーグ戦による大会の場合は試合当日）の14日前からガイドラインに基づく活動ができるものとする。ただし、上記における合同練習や練習試合等については、自校を含めて2校のみでの活動とし、他の都道府県の学校との活動は行わない。

※4 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、当該部活動は原則1週間活動を停止する。

※5 大会に合同チームとして出場する場合は、合同となる学校を合わせて1チームとみなして活動することができることとする。

※6 定期演奏会や発表会等を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。また、学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議すること。さらに、参加人数等については県の対処方針の基準に従う。

※7 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみ、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断する。

(2) 留意事項

- ◆健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと。
- ◆更衣及び休憩場面、下校時等における感染防止の行動を徹底
- ◆飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴うなど）は行わない。特に屋内での活動については、換気を行い、発声を伴う活動場면을制限すること。
- ◆部室等狭い室内での着替えや会話を原則禁止し、自宅と活動場所との直行直帰を徹底、生徒同士の会食等は自粛すること。
- ◆感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。

職員の新型コロナウイルス感染事例

事例 No	陽性判明日	所 属	症状・経過
23	令和 4 年 1 月 19 日(水)	こども未来部 保育課新座保育園	※ 所属にて行動記録簿作成中。
22	令和 4 年 1 月 19 日(水)	こども未来部 保育課新座保育園	※ 所属にて行動記録簿作成中。
21	令和 4 年 1 月 19 日(水)	総務部総務課	当該職員は 1 月 18 日(火)に発熱があったため、1 月 19 日(水)に医療機関で PCR 検査を受けたところ、同日に陽性であることが確認されました。 ※職員は、勤務時に常時マスクを着用し、手指消毒を実施していました。
20	令和 4 年 1 月 19 日(水)	財政部資産税課	当該職員は 1 月 18 日(火)に発熱があったため、同日医療機関で PCR 検査を受けたところ、1 月 19 日(水)に陽性であることが確認されました。 ※職員は、勤務時に常時マスクを着用し、手指消毒を実施していました。